

監 査 報 告 書

平成26年6月25日

公立大学法人会津大学
理事長 岡 隆一 殿

公立大学法人会津大学

監事 上石 三好 印

監事 船木 義男 印

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第8期事業年度における業務の執行を監査しました。その結果につき、以下のとおり報告します。

1 監査の方法の概要

監事上石及び平成26年3月31日をもって任期満了により退任した前監事福西は、役員会及びその他重要な会議に出席し、業務の執行状況について理事長等から説明を受けるとともに、重要な契約について書面・証拠書類の査閲及び実地にこれを確かめ、法人の内部統制の状況について監査室から報告を受け確認するとともに、理事長、副理事長及び各理事と当法人の間における利益相反取引については、それぞれから報告を求め、その有無を調査しました。

また、監事上石、船木は、理事長等から業務運営の報告を及び説明を受け、その処理状況について聴取し、確認をいたしました。

さらには、会計監査人から監査の方法の概要について報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書の正確性について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人（新日本有限責任監査法人）の監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、財政状態・運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、当法人の予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (7) 理事の業務執行に関しては、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実認められない。なお、理事長、副理事長及び各理事と当法人の間に利益相反取引は認められない。

以 上